

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則 ○Jヴィレッジ全天候型練習場条例の施行期日を定める規則 四四
- 告示 ○競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 四四
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四五
- 計量器の定期検査を実施する件 四六
- 公有水面埋立てについて竣工を認可した件 四七
- 都市計画事業を認可した件 四七
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件 四七
- 公告 ○採石業務管理者試験を実施する件 四八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四八
- 浸水想定区域を見直した件二件 四八
- 落札者を決定した件 四九
- 福島海区漁業調整委員会 ○はえなわ漁業について指示する件 四九

## 規 則

Jヴィレッジ全天候型練習場条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年七月三十一日

### 福島県規則第六十一号

Jヴィレッジ全天候型練習場条例の施行期日を定める規則

Jヴィレッジ全天候型練習場条例（平成二十九年福島県条例第七十六号）の施行期日は、平成三十年八月一日とする。  
（エネルギー課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 告 示

### 福島県告示第六百七号

- 1 競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のとおり改正する。
  - 2 この告示の施行の際現に庁舎等維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者の当該資格については、なお従前の例による。
- 平成三十年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第四の第十四号中「ただし」の下に、「福島市の区域において浄化槽保守点検業者を営む者にあつては福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成三十年福島市条例第四十号）第二条第一項」を加え、「いわき市」を「及びいわき市」に改める。  
（施設管理課）

### 福島県告示第六百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）カワチ薬品白河中山南店 福島県白河市中山南五番三五ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 大規模小売店舗を設置する者  
（一） 名称 株式会社カワチ薬品  
代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二

- (二) 住所 栃木県小山市大字卒島一二九三番地  
名称 大和情報サービス株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 藤田 勝幸  
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号  
住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(一) 名称 株式会社カワチ薬品  
代表者の氏名 代表取締役 河内 伸二  
住所 栃木県小山市大字卒島一二九三番地  
名称 株式会社大地  
代表者の氏名 代表取締役 齋藤 雅彦  
住所 福島県郡山市大槻町字向原一四番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十一年三月十八日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千五百三十四平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 六十二台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 収容台数 三十一台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 面積 百二平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 容量 八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 開店時刻 午前八時十五分  
(二) 閉店時刻 午前零時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時から午前零時三十分
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(一) 数 二か所  
(二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時

七 届出年月日

平成三十年七月十七日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンパークたじま 福島県南会津郡南会津町田島字行司二番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 大高 善興  
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 真船 幸夫  
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

別紙書面のとおり

届出年月日  
平成三十年七月二十日

届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年七月三十一日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンパークたじま 福島県南会津郡南会津町田島字行司二一番一ほか

二 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日  
平成三十年八月一日

四 届出年月日  
平成三十年七月二十日

五 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第六百一十一号**

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

岩瀬郡天栄村	検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
		非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三三九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月四日 午前十一時から 午前一二時三〇分まで	天栄村湯本体育館
			同 午後二時から 午後四時まで	天栄村体育館

須賀川市	岩瀬郡鏡石町	須賀川市
------	--------	------

九月五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	長沼保健センター
同 午後二時から 午後四時まで	岩瀬農村環境改善センター
九月六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	鏡石町公民館
九月一日 午前一〇時三〇分から 午前一二時三〇分まで	仁井田公民館
同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	大東公民館
九月二日 午前一〇時三〇分から 午後二時三〇分まで	須賀川市産業会館
九月三日 午前一〇時三〇分から 午後二時三〇分まで	同
九月四日 午前一〇時三〇分から	同

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前一二時まで 午後一時から午後三時まで	福島県計量検定所
		九月一七日から一〇月一五日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から午前一一時三〇分まで 午後一時から午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
須賀川市、岩瀬郡鏡石町及び同郡天栄村	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第六百十二号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。

平成三十年七月三十一日

（小名浜港港湾管理者 代表者）

福島県知事 内堀 雅雄

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

二 竣功認可の年月日 平成三十年七月二十日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり（第一工区）

四 免許の年月日及び番号 平成十年一月二十二日福島県指令港第二百二十五号  
五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村 いわき市  
（「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県小名浜港湾建設事務所及びいわき市産業振興部工業・港湾課に備え置いて縦覧に供する。）  
（港 湾 課）

**福島県告示第六百十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法について、次のとおり認可した。

平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画法の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 双葉駅西側第一地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成三十年七月三十一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 双葉郡双葉町のうち、大字長塚字原田、蛭子堂、町西及び深谷の一部の区域  
大字新山字東館の一部の区域  
（まちづくり推進課）

**福島県告示第六百十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画法の種類及び名称 双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年七月二十一日
- 四 事業施行期間 平成二十九年七月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
（まちづくり推進課）

**福島県告示第六百十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十年七月三十一日

公 告

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 新地駅周辺一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年十一月十二日
- 四 事業施行期間 平成二十五年十一月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公告第七十号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第四十七回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 試験日時 平成三十年十月十二日(金)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所 郡山ユラックス熱海大会議室(郡山市熱海町熱海二丁目百四十八番地の二)
- 三 受験願書の提出期間 平成三十年八月一日(水)から同年九月七日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。
- 四 受験願書の提出先 最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。
- 五 受験手数料 八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。
- 六 その他 試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八十二円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

公告第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年七月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称 富岡町土地改良区

退任した役員

氏名

猪狩 利衛

堀本 高次

佐藤 光清

三瓶 正

猪狩 英昭

猪狩 恒男

池田 正一

堀本 廣喜

鎌田 光利

佐藤 謙一

中野 正幸

小坂 義浩

就任した役員

氏名

宮本 皓一

三瓶 正

池田 正一

佐藤 謙一

猪狩 恒男

渡邊 伸

猪狩 浩行

石井 功

佐藤 清隆

住所

双葉郡富岡町大字下郡山字原下三六番地

同 郡同 町大字本岡字清水前二二三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字赤坂五四九番地

同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 郡同 町大字上手岡字後作五六番地

同 郡同 町大字上手岡字滝ノ沢二〇三番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地

同 郡同 町大字本岡字沼名子一五〇番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里七二六番地

同 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地

同 郡同 町大字本岡字王塚四〇番地

同 郡同 町大字上手岡字下千里三〇九番地

住所

双葉郡富岡町大字上手岡字下千里七四三番地

同 郡同 町大字上手岡字日南郷一二四番地

同 郡同 町大字小良ヶ浜字深谷一九八番地

同 郡同 町大字毛萱字浜畑九六番地

同 郡同 町大字上手岡字滝ノ沢二〇三番地

同 郡同 町大字本岡字王塚四八〇番地

同 郡同 町大字上手岡字大石原四三三番地の三

(農村計画課)

公告第七十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、逢瀬川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事

務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。  
なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百四十二号）（阿武隈川  
の項に限る。）は、廃止する。  
平成三十年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（河川整備課）

**公告第四百七十三号**

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、仁井田川に  
係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水  
した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四  
十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定  
される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設  
事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成二十年福島県公告第四百四十二号）（夏井川の  
項（仁井田川に係る部分）に限る。）は、廃止する。  
平成三十年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（河川整備課）

**公告第174号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規  
則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年7月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
胃胸部併用デジタル検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年6月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
- 5 落札金額  
73,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年5月18日

（入札用度課）

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年七月三十一日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳弘

#### 一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以上の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

#### 二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

#### 三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までとする。

#### 四 制限又は条件

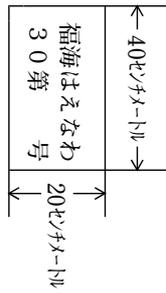
##### 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



##### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

#### 五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

#### 六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年十月一日から平成三十一年九月三十日までとする。